

# 南堺NEWS

令和8年9月号



## ダメ！！ 「送金犯罪」

※罰則が  
創設されます

2年以下の拘禁刑

若しくは

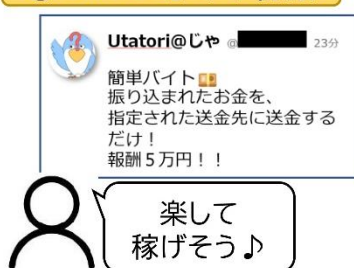
300万円以下の罰金

又はその併科

※反復継続して（業として）  
行った場合には加重処罰

### 「送金犯罪」の特徴

#### ① SNS等での募集



#### ② 口座番号の提供

#### ③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、  
「正当な理由」がある送金は対象外！

### 「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を  
代表者が決済アプリ  
や口座振込で集金  
→店舗に一括で  
送金する場合



自身の消費に関する支  
払いに必要な送金を家  
族に任せる場合